

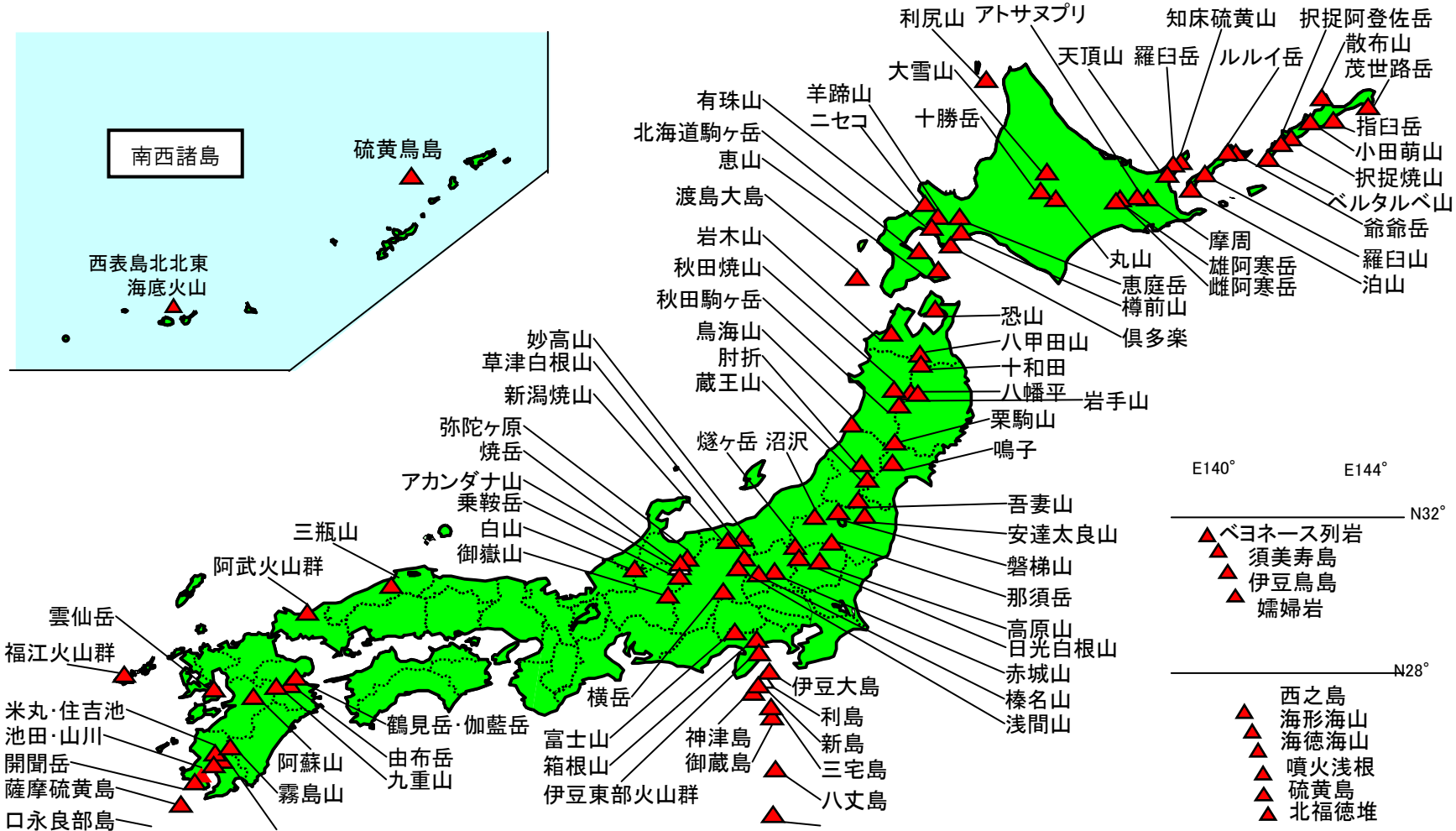
我が国の火山防災の取組と 火山防災エキスパート制度の概要



内閣府(防災担当)
参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
越智 繁雄

我が国の活火山の分布

▶ 我が国は世界有数の火山国であり、世界に1500ある活火山の7%にあたる110の活火山が存在する。



「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」(平成20年3月)

- ・より効果的な火山防災体制を構築するため、平成18年11月から「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」において検討を行い、平成20年3月に「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」を取りまとめ、平成20年4月23日の中央防災会議で報告。
- ・住民等の生命を守るうえで、噴火の前兆現象を捉えた適確な情報発表と、情報を受けて住民等を迅速に避難させる体制が重要。
- ・**適確な情報発表のために「噴火警報・噴火警戒レベル」等が、円滑な避難のために「避難計画」「火山ハザードマップ」「協議会」等が必要。**

「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」の概要

火山情報の改善 ～噴火警報・噴火警戒レベルの導入～

- ・火山の活動度を、避難、避難準備、入山規制等の具体的な防災行動に結びつくよう5段階に区分し、各レベルにキーワードを設定

| 火山活動度レベル (従来) | | 噴火警戒レベル (平成19年12月～) | | | |
|-----------------------------|---|---------------------|------------------------|---------|--------|
| 火山活動度レベル (主として噴火規模により区分) | | 警報等の呼び方 | 対象範囲 | 噴火警戒レベル | キーワード |
| 緊急火山情報 | 5 | 噴火警報 | 居住地域及びそれより火口側 | レベル5 | 避難 |
| | 4 | | | レベル4 | 避難準備 |
| 臨時火山情報 | 3 | 火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 | レベル3 | 入山規制 |
| 火山観測情報 | 2 | | | レベル2 | 火口周辺規制 |
| | 1 | 噴火予報 | 火口内等 | レベル1 | 平常 |
| | 0 | | | | |

住民等の避難体制の構築

- #### 協議会等の設置 (平常時等の体制)
- ・都道府県、市町村、国の地方支分部局、火山噴火予知連絡会委員、警察、消防、自衛隊等が構成員となる「火山防災協議会等」を設置
 - ・都道府県、市町村、気象台、砂防部局、火山噴火予知連絡会委員等からなる「コアグループ」が協議会等の活動を主導
 - ・都道府県の呼びかけ等により、複数市町村にまたがる体制を構築
 - ・「噴火シナリオ」、「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、具体的で実践的な避難計画を策定、「合同防災訓練等」を実施

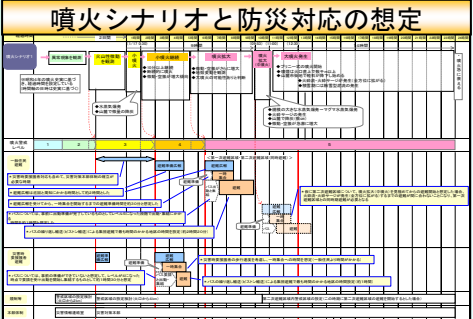
- #### 合同対策本部等の設置 (噴火時等の異常発生時の体制)
- ・国の現地対策本部等と都道府県・市町村の災害対策本部等に関係機関を構成員として加えた「合同対策本部等」を設置
 - ・避難所の開設、避難住民の受入れ、輸送手段の確保、広域的な交通規制の実施等の住民避難のオペレーションを実施

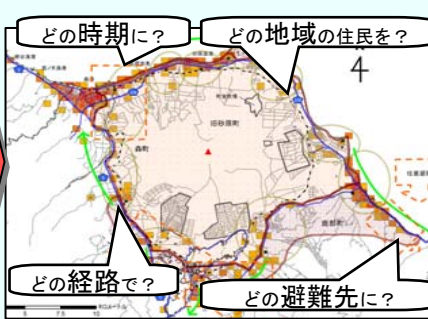
- #### 具体的で実践的な避難計画の策定
- ・「噴火シナリオ」、「火山ハザードマップ」に基づき、「避難開始時期」、「避難区域」、「避難先」、「避難経路」、「避難手段」等及びそれらと「噴火警戒レベル」との関係を検討し、避難指示等の発令の判断基準を具体的に明記した「避難計画」を策定

その他

- ・**火山防災対応の主導的な役割を担った経験のある実務者等を、「火山防災エキスパート」として地方公共団体等に派遣する、全国的な支援体制を構築**
- ・「火山観測監視・調査研究体制」の充実・支援
- ・火山防災マップ配布、防災訓練、防災教育等による住民等への普及啓発活動の促進
- ・指針に基づく火山防災体制構築のフォローアップ

噴火シナリオと防災対応の想定





「火山防災対策の推進に係る検討会」(平成23年1月設置)

- 「指針」に基づく取組のあり方の検討を通じて、より効果的な火山防災体制の推進を図るとともに、今後の課題を明らかにする。

＜検討内容＞

●噴火時等の避難に係る火山防災体制の充実に向けた検討

- ①噴火時等の避難計画のあり方
- ②火山防災協議会のあり方
- ③火山ハザードマップの早期整備の具体策、整備済の火山ハザードマップについての検証

●火山防災対策の推進に向けて「大規模火山噴火対策」など今後国が主体となって取り組むべき課題整理

- ④噴火時等の広域避難体制のあり方
- ⑤噴火時等の国・地方公共団体の連携
- ⑥広域火山灰対策のあり方
- ⑦復興等への支援策、火山との共生
- ⑧火山観測監視・調査研究体制
- ⑨防災情報のあり方
- ⑩火山防災リテラシーの向上

「防災基本計画(火山災害対策編)」(平成23年12月27日改定)の概要

防災基本計画(火山災害対策編) 概要

- 都道府県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、噴火時等の避難等を検討するための「火山防災協議会」を設置するなど体制を整備するよう努める。
- 国及び地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの整備を推進する。
- 地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定を行い、具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行う。
- 国は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、火山防災協議会における検討を通じて、適切な助言を行うなどの支援に努める。
- 地方公共団体は、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等(噴火警戒レベルを含む。)に応じた警戒区域の設定等を図り、住民等への周知に努める。

「防災基本計画(火山災害対策編)」(平成23年12月27日改定)

① 火山防災協議会

- 都道府県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、火山防災協議会を設置するなど体制を整備するよう努めるものとする。

③ 避難計画

- 地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、(中略)、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し、訓練を行うものとする。
- 地方公共団体は、噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会等(以下「火山防災協議会」という。)における検討を通じて、それぞれの火山の特質を考慮して、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

② 噴火警戒レベル

- 国及び地方公共団体は、適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山防災協議会における検討を通じて、各火山の特性を考慮した、複数の噴火シナリオの作成、噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備を推進するものとする。
- 地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、(中略)、噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定を行い、(中略)避難計画を作成し、訓練を行うものとする。
- 国は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、火山防災協議会における検討を通じて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
- 地方公共団体は、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等(噴火警戒レベルを含む。)に応じた警戒区域の設定等を図り、住民等への周知に努めるものとする。

火山防災エキスパート制度の概要

<火山防災エキスパート制度の設置>

平成21年7月9日設置

<火山防災エキスパート制度の趣旨>

火山防災体制の構築や噴火時等の防災対応には、火山の特徴や過去の災害状況等を熟知した職員が必要となるが、実際に火山噴火等を経験した地方公共団体は少なく、我が国を見渡しても、噴火時等の防災対応に当たった実務者はごく少数であると言っても過言ではない。

このため、地方公共団体等で火山防災対応の主導的な役割を担った経験のある実務者等が、火山防災エキスパートとして地方公共団体の火山防災体制の構築等の支援に当たることとするものである。

～火山防災エキスパート要綱より～

火山防災エキスパート制度の概要

＜火山防災エキスパートによる支援内容＞

火山防災エキスパートは、地方公共団体や火山防災協議会からの派遣の要請に基づき、以下のような支援活動を行う。

①平常時

- ・協議会等の設置、運営等の支援
- ・各火山の地域防災計画、火山防災マップ等の作成支援
- ・地方公共団体の長及び職員への研修
- ・防災訓練実施の支援

②噴火時等の異常発生時

- ・合同対策本部等の運営等についての支援

～火山防災エキスパート要綱より～



火山防災エキスパート制度の概要

< 火山防災エキスパートの紹介 >



池谷 浩 氏

財団法人砂防・地すべり技術センター研究顧問



岩田 孝仁 氏

静岡県危機管理部危機報道監



杉本 伸一 氏

ジオパーク国際ユネスコ会議事務局長



田鍋 敏也 氏

壮瞥町教育委員会教育長



土井 宣夫 氏

岩手大学教育学部社会科教育科教授

火山防災エキスパート制度の概要

＜火山防災エキスパートの派遣実績＞

制度発足後、のべ16カ所に火山防災エキスパートを派遣※

(※平成24年2月14日現在)

| 年月日 | 火山名 | 派遣先 |
|-----------|--------------|--------------------------------|
| H21.10.29 | 富士山 | 環富士山火山防災連絡会定期協議会(山梨県富士吉田市) |
| H21.11.17 | 伊豆大島 | 火山防災講演会(東京都大島町) |
| H21.12.1 | 浅間山 | 浅間山火山防災マップ策定ワーキンググループ(群馬県長野原町) |
| H22.3.12 | 新潟焼山 | 火山防災講演会(新潟県糸魚川市) |
| H22.3.15 | 草津白根山 浅間山 | 群馬県火山防災対策連絡会議(群馬県前橋市) |
| H22.11.20 | 新潟焼山 | 火山防災講演会(新潟県糸魚川市) |
| H22.11.22 | 焼岳 | 焼岳火山噴火対策協議会幹事会両県意見交換会(岐阜県高山市) |
| H22.12.20 | 伊豆大島 | 火山防災講演会(東京都大島町) |

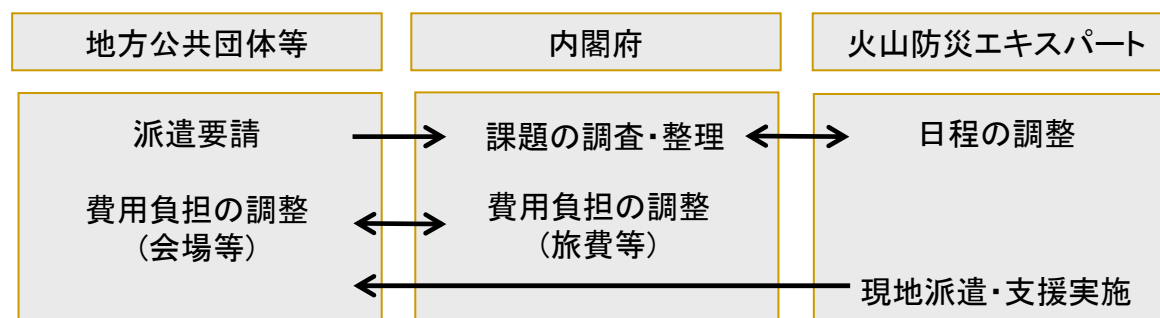
| 年月日 | 火山名 | 派遣先 |
|-----------------------|-------------|----------------------------|
| H22.12.22 | 浅間山 | 浅間山火山防災対策連絡会議(長野県御代田町) |
| H23.2.14 | 富士山 | 環富士山火山防災連絡会定期協議会(静岡県御殿場市) |
| H23.2.24 | 霧島山 | 防災に学ぶ講演会inたかはる(宮崎県高原町) |
| H23.3.29 | 霧島山 | 新燃岳火山噴火災害防災に学ぶ講演会(宮崎県都城市) |
| H23.6.9 | 伊豆東部 火山群 | 伊豆東部火山群フォーラム(静岡県伊東市) |
| H23.11.7 H23.12.27 | 雲仙岳 | 雲仙岳防災会議協議会(長崎県島原市) |
| H23.11.15 | 伊豆東部 火山群 | 伊豆東部火山群“状況確認型”図上訓練(静岡県伊東市) |
| H23.11.25 | 浅間山 | 浅間山火山防災対策連絡会議(群馬県嬬恋村) |



火山防災エキスパート制度の概要

＜火山防災エキスパートの派遣手順＞

- ① 派遣を希望する地方公共団体等は、内閣府に火山防災エキスパートの派遣を要請します。
※要請は内閣府ホームページに掲載している指定の様式にて申請を行います。
Eメール・FAX等でも要請を受け付けています。
- ② 要請を受けた内閣府は、派遣要請の内容から事前に課題を調査・整理し、火山防災エキスパートと日程の調整を行います。
- ③ 派遣された火山防災エキスパートは、現地において支援を実施します。



- ✓火山防災エキスパートの派遣に係る費用（謝金・交通費・宿泊費等）は原則、内閣府で負担いたします。
- ✓また、火山防災エキスパートとの日程調整等の段取りについても、内閣府で行います。
- ✓派遣準備として、要請を希望した地方公共団体等には、火山防災に関する取組状況などの資料提供等をお願いすることがあります。

火山防災エキスパート制度の概要

<詳しくは……>



➤内閣府(防災担当)地震・火山・大規模水害対策担当
TEL:03-3501-5693 FAX:03-3501-5199

➤内閣府火山防災エキスパート制度ホームページ
<http://www.bousai.go.jp/6kazan/expert/index.html>

